

# 清朝のアムール支配の統治理念とその実像

佐々木 史 郎

## 1. 序論：清代におけるアムール川下流域の政治情勢

本報告は、清朝によるアムール川流域支配（いわゆる「辺民政策」あるいは「辺民制度」）の統治理念あるいは統治原則と、住民側から見たその実態について論じる。その狙いは、中国王朝の北東アジア地域への政治経済的影響を明らかにするとともに、地元住民の社会や文化に対する従来の人類学的な評価（例えば「未開の狩猟採集社会」など）を根底から見直すことにある。（図1）

清（1616～1912年、中国王朝としては1644～1912年）は中国東北地方に発祥の地を持つ満洲（Manju）と自称する人々が建てた王朝である。彼らは明代（1368～1644年）までは「女真」（JurchenまたはJušen）の名で知られていた人々で、その経済基盤の一つが、明

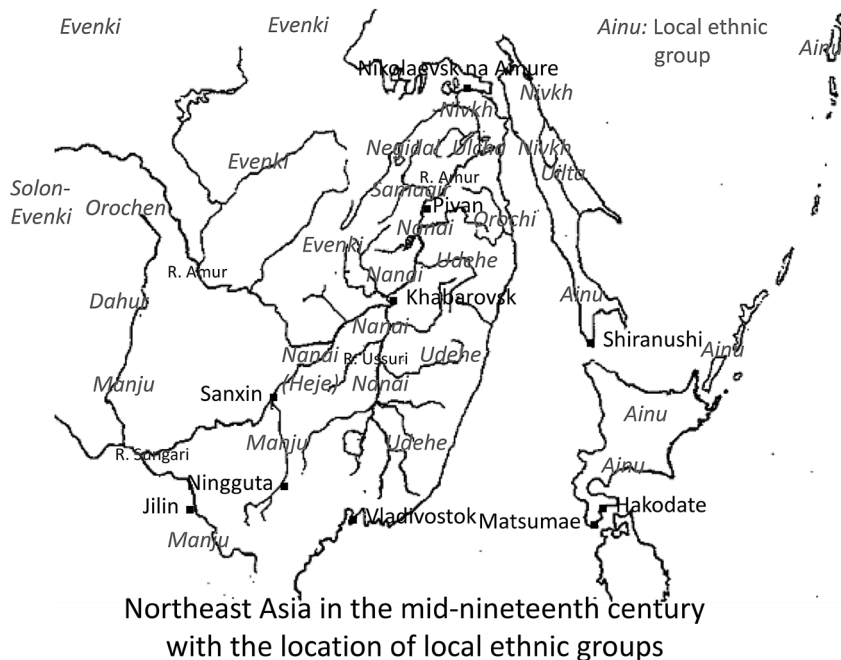


図1 19世紀の民族集団の分布

や朝鮮王朝の皇室、王室でもてはやされたクロテン、ギンギツネ、オコジョなど高級毛皮と朝鮮人参の取引だった。それらの毛皮は東北地方でも獲れたが、主要な産地はさらに北東のアムール川流域から樺太（北海道の北に大陸に連なるように横たわる島で、ロシア名ではサハリン島、中国名では庫頁島と呼ばれる。江戸時代の日本では「唐太」、「カラフト」とも表記されたが、正式には「北蝦夷地」と呼ばれた。現在のロシア連邦サハリン州の主要な島である）にかけての地域だった。女真たちは明の地方政権に過ぎなかった頃からこの地域の重要性を認識しており、その諸勢力を統一した清朝の創始者たち（太祖ヌルハチ、太宗ホントイジ）が懸命にアムール川流域に勢力を広げようとしたのはその延長線上にあった。

ヌルハチはハーン位に就いた1616年頃からウスリー川流域、松花江流域、そしてアムール川中流域に積極的に勢力拡大を図る（松浦 1987: 5-11）。彼は徙民政策と辺民政策という2種類の政策を持ってこの地域に臨んだ。前者は住民を居住地から移動させて強制的に八旗制度に組み入れていく政策であり、後者は朝貢制度を使って住民を地元に残したまま臣従させる政策である。彼は満洲八旗軍団の拡充と中国との取引に使える商品としての毛皮の確保の両方を見据えていたのである。辺民政策の「辺民」とは単に国家の周辺部に居住する人々を意味するだけでなく、清の東北地方史では特に毛皮貢納を義務づけられた人々を指す。ただし、本稿ではより実態を表す言葉として「毛皮貢納民」という言葉を優先的に使用し、辺民は「辺民政策」、「辺民制度」という言葉の中で使用するとどめる。

国号を清と改めたホントイジは、辺民政策を充実させて、ウスリー川、松花江、アムール川中流域の人々を自らの支配下に組み入れた。しかし、彼の死（1643年）や明王朝の滅亡に伴う中国の混乱（1644年）と時を同じくして、ロシアの勢力がアムール川流域に姿を現した。彼らはヤサークと呼ばれる毛皮を主体とした税を徴収し、住民を行政的に組織してその支配下に組み入れようとした。その勢力は一時松花江下流域からアムール川の河口近くにまで及んだ。中国政策に没頭していた清は当初十分な対応ができずに、局地戦ではしばしば破れた（ДАИ том 3 1848: 364-367）。しかし、ロシア側はコサックと呼ばれる半ばアウトロー的な集団が先兵となっていたために、ヤサーク徴収方法が粗暴かつ強引であり、住民の反感を買ってしまった。さらに、清側の巧妙な住民懐柔策により物資の調達にも苦しみ、1658年（順治15年）には清の水軍に決定的な敗北を喫してアムール川下流域から姿を消した（ДАИ том 4 1849; 清実録（世祖実録）1985: 923）。清はその期を逃さず、1660年までにアムール川の河口までを勢力圏（朝貢圏）に組み込み、その後のロシアの侵入を許さなかった。1665年にチェルニゴフスキーらが、1650年代にE・ハバーロフが建設した上流のアルバジンの要塞を復興し、植民地を形成するが、それ以後のロシアと清の紛争はもっぱらアムール川上流方面で展開される。

ロシアと清のアムール川流域を巡る紛争は1689年（康熙28年）に締結されたネルチンスク条約で、スタノヴォイ山脈（外興安嶺）以南のアムール川流域全域を清の領土とする

ことでひとまず決着した。清は翌1690年に4隊の調査隊を各地に派遣し、界碑の設置や地域住民の毛皮貢納民への組織化などを行った（松浦 2006: 4-40）。また、その後も続々とアムール川下流域から毛皮貢納に応ずる者が参入し、18世紀に入ると樺太の住民がそれに加わった。

その一方で1670年代から、対ロシア防衛強化を目的とした八旗軍団の拡充のために、太宗や世祖（順治帝）の時代に毛皮貢納民（辺民）だった松花江やウスリー川、アムール川中流域の住民を次々に満洲八旗に編入した。その結果、清朝の辺民政策が完成する1750年（乾隆15年）にはそれらの地域は辺民政策適用外の地域となったが、ネルチンスク条約以降毛皮貢納民に組織される者も増え、その範囲は松花江との合流点から下流のアムール川流域とそこに注ぐ支流の流域、ウスリー川に注ぐ支流の流域、そして樺太まで及ぶことになった。その数は大陸側に2,250戸、樺太側に148戸で、計2,398戸とされた（三姓副都統衙門満文檔案訳編1984: 460）。

本報告はこの1750年時点で完成されたアムール川下流域に適用された辺民制度を、建前と実態の両面から明らかにしていく。

建前は清の官吏たちが残した命令書や報告書、帳簿などからなる檔案（アムール川下流域や樺太を管轄した寧古塔副都統衙門や三姓副都統衙門に残されたもの）から読み取ることができる。また、檔案からはある程度「実態」も知ることができる。命令書や帳簿などからは原則的な部分しかわからないが、報告書には実際の事件、案件、官吏たちの行動、地元住民の訴えなども記されているからである。しかし現実を知るにはやはり現地調査を入念に行った調査者の報告書が必要である。それは中国側よりも日本側、ロシア側に多く残されている。清の辺民政策が十分機能していた18世紀末から19世紀初頭にかけての時代に、アムール川下流域や樺太を調査した江戸幕府の調査官たちの記録は、住民たちの行動や主張を直接記載しており、辺民政策の実態を知る格好の史料である。例えば、最上徳内、近藤重蔵、中村小市郎、松田伝十郎、間宮林蔵らの報告書や紀行文などである。また、辺民政策がそろそろ危機を迎えていた19世紀中期にはロシア側の調査記録が加わる。すなわち、L・I・シュレンクやR・K・マークらの民族誌や旅行記である。それらは中国や日本の記録とはまた異なる立場、視点から書かれており、それらを活用すれば、多角的に辺民制度を見ることができる。

## 2. アムール川下流域と樺太の管轄者

清朝時代の東北地方は、満洲発祥の地として、清の支配下にあった他の地域とは異なる統治が行われた。すなわち、八旗制度による人と土地の支配である。東北地方の広大な地域は盛京、吉林、黒竜江の3つの地域に分割されて、3人の將軍（*amban janggjin*、昂邦章京）がそれぞれを管轄した。さらに各地域は將軍の下に置かれた副都統（*meiren i janggjin*、梅勒章京）が管轄する地区に分割され、それぞれに満洲八旗（駐防八旗）が分属した。清

は東北地方には原則的に八旗に所属する者以外の入植、入域を許さず、山海関以南からの漢族農民の進出を防いだ。

しかし、その中でも最も遠隔地であるアムール川下流域と樺太の支配は、上述のような歴史的な背景を持つことから、さらに特殊な統治方法がとられた。すなわち、朝貢制度を柱とした間接統治である。ロシアとの紛争が起きた当初の順治年間（1644年～61年）には、この地域の支配拠点と対ロシア前線基地が牡丹江中流域の寧古塔（Ninggta）にあった。まず副都統（当初の名称は満洲語に漢字を当てた梅勒章京）が置かれ、ついで將軍（同じく昂邦章京）が設置された。しかし、1658年（順治15年）にO・ステパノフに率いられたロシア・コサックの軍を撃破した後、紛争の中心がアムール川上流に移ったため、それに対応しやすいように1676年（康熙15年）に將軍が吉林に移動し、ここには吉林將軍の配下として改めて寧古塔副都統が配置された。アムール川下流域の毛皮朝貢の管轄はその寧古塔副都統の手元に残された。

1714年（康熙53年）に牡丹江が松花江と合流する地点に三姓（Ilan hala、現在は哈爾濱市依蘭県）が築かれ、元毛皮貢納民の4つのハラ（hala、これについては後述）から組織された満洲八旗が駐屯するようになり、1732年（雍正10年）にはここに副都統が配置された（三姓副都統）。同じ年に樺太のアイヌとニヴフの祖先を中心とする人々が6つのハラ146戸（後に148戸）に編成されて、毛皮貢納民に加えられ、彼らから毛皮を徴収し、恩賞を与える業務が三姓副都統に割り当てられた。さらに、1780年（乾隆45年）に寧古塔副都統が管轄していたアムール川下流域全域2,250戸の毛皮貢納民関連業務が三姓副都統に移管され、寧古塔副都統は牡丹江中流からウスリー川左岸までの限られた地域の統治を担当することになった。ここに吉林將軍の下に寧古塔副都統と三姓副都統がアムール川下流域水系（松花江、ウスリー川の流域も含む）の広大な地域の統治を担当する支配体制が整えられた。

アムール川下流域や樺太は辺民制度下に置かれたことから満洲八旗は編成されず、地域の有力者に特殊な地位と職（後述）を与え、定期的な朝貢の義務と地域の秩序維持を課するという支配体制が採用された。さらにアムール川下流域への出口である松花江の河口付近に関所（karun）を設け、朝貢業務に従事する役人以外、一般の旗人や商人がアムール川を下ることを禁じた。この制度は王朝政府がクロテンその他の高級毛皮を確実に確保することを狙っていたと推測することができるが、それによってアムール川下流域と樺太の住民は地域の資源に対する独占的な権利を事実上保証された。（図2）

毛皮の取貢と恩賞の下賜に関する儀礼と種々の手続を直接管轄するのは副都統だったことから、毛皮貢納民たちは原則、寧古塔あるいは三姓まで出向かなければならなかった。しかし、樺太やアムール川の河口近くの毛皮貢納民たちは、あまりにも遠かったために、途中に出張所が設置されて、彼らはそこで毛皮の支払いと恩賞の受け取りをすることができた。それが後述のようなキジあるいはデレンの「満洲仮府」である。そこに派遣



図2 クロテン（ロシア連邦極東大学博物館所蔵 筆者撮影）

されたのは寧古塔副都統衙門あるいは三姓副都統衙門で編成された役人と兵士からなる派遣団で、副都統の配下にあるニル（niru、満洲八旗の最小単位）の長である佐領（niru i janggin）、あるいは佐領の下の驍騎校（funde bošokū）という職にいる者が統率者となり、その補佐役として領催（bošokū）または書記役の筆帖式（bithesi）がつき、さらに披甲（兵士）数名が人と荷物を護衛するという形になっていた。

例えば、三姓副都統の檔案の中に残されている毛皮の徴収と送付に関する最も古い案件である1743年（乾隆8年）の文書では、正藍旗驍騎校の天保という者の指揮の下に派遣団が組織され、その下に領催1名と披甲4名がついていた（三姓副都統衙門満文檔案訳編1984: 133）。また、次の1754年（乾隆19年）の記録では正黄旗佐領の董薩那が指揮を執り、その下にやはり領催1名と披甲4名がついていた（三姓副都統衙門満文檔案訳編1984: 133-134）。この佐領または驍騎校をトップにしてそこに領催1名、披甲4名がついて計6人というパターンは、残されている1760年（乾隆25年）と1777年（乾隆42年）の文書でも見られる。彼らはキジ・ガジャン（後述）に設けられた出張所まで行き、主に樺太から来貢するニヅフやアイヌの人々からの毛皮貢納を受けた。

1780年（乾隆45年）以降になると、アムール川下流域と樺太の毛皮貢納民たちからの毛皮徴収業務はすべて三姓副都統衙門の管轄下に入り、出張所に赴く部隊も大きくなる。しかし、その様子は中国側の檔案からは逆に見えてこなくなる。その実態は日本側の史料から垣間見ることができる。例えば、1801年（享和元年）に幕府の命によって樺太に派遣された中村小市郎は、インフォーマントの一人であるカリヤシンというアイヌ民族出身の者（宗谷生まれで、借金の形として取られて大陸に渡り、そのままキジ・ガジャンのブヤンコという有力者の家僕となっていた）から、「満州より山丹へ来る役人は頭壱人、外に帳付け家来共五人も有之、年に寄拾人も来る也。頭分の人斗四尺程の太刀を為持、槍・銃砲も為持来候由。是はイチヨホツトより参候由」（中村 1801(1982): 619-620）という情報を



聞き出している。すなわち、指揮をする者は1人であり、帳簿付けなどのための配下が5人から10人ほど来るというのである。この数字は上記の三姓副都統衙門檔案に書かれている数字に近い。しかしそれと同時にカリヤシンは「満州イチヨホットより山丹のキンチマえ川通下る舟は図合船位にて、夏四五艘か又は六艘程も一同に下る。壹艘人数二十三人乗。是は片側かい搔拾一二人両側にて二十三人のよし」(中村1801(1982): 619)とも述べている。すなわち、出張所にやって来るのは、役人だけでなく、人や荷物を運ぶ船を動かす漕ぎ手が多数いて、1艘あたり22、3人それが4～6艘来たということから、最大130人を超える大人数だったことがここからわかる。

中村小市郎のもう一人のインフォーマントであるアムール河口に近いタイカサンと呼ばれた村の長であるカンテツカ(ニヅフ民族出身)は、「満州より山丹キチ(キンチマつまりキジのこと-筆者注)え来る役人は頭分兩人、物書一人、家来五人位、都合八人程にて、図合位の川船にて乗、六月頃下る。右人数致手分、舟壹艘へ壹人づつ上乘舳に成来候由。船方は片側八人程づつ両側にて壹艘分十六人も有」(中村1801(1982): 627)と述べている。この通りに計算するとやはり130人を越える(17人×8艘=136人)。「頭分兩人」というのは恐らく佐領と驍騎校、「物書」は筆帖式である。

中村より8年遅れてアムール川下流域を実際に踏査した間宮が「満洲仮府」デレンで見たのは半分程度の規模で、5～60人程度だった。しかし、その多くは毛皮貢納民と区別することができず、人数は詳しくはわからないと記しているので、実際にはもっと多かった可能性がある。佐領、驍騎校、筆帖式の「上官夷」がいたことはカンテツカの情報と一致する(間宮1811(1988)b: 137)。林蔵が出会った満洲からの役人とは「正白旗満洲委著筆帖式魯姓名夙勒恒阿」、「鑲紅旗六品官驍騎校獎賞藍羽葛姓名撥勒渾阿」、「現任官職正紅旗満洲世襲佐領姓舒名托精阿」である(間宮1811(1988)b: 137-138)。これを読み解くと、最初の人物は正白旗所属の筆帖式で魯姓=ルヤラ・ハラ(Luyala hala)出身の夙勒恒阿、次の人物は鑲紅旗驍騎校で葛姓=ゲイケル・ハラ(Geiker hala)出身の撥勒渾阿、そして最後は正紅旗佐領で舒姓=シュムル・ハラ(Šumuru hala)出身の托精阿となる。最後の人物がこの派遣団全体の統率者である。ルヤラ、ゲイケル、シュムルはいずれも1714年の三姓での満洲八旗編成によって毛皮貢納民から八旗に組織された人々(もう1つフシハリ・ハラHūsihari halaと呼ばれる人々がいた)である。托精阿は、このとき佐領に任じられた族長の直系の子孫である。またゲイケル・ハラ一族は途中で下流に移住する者と松花江に残る者とに分かれ、現在でも中国側の赫哲族とロシア側のナーナイとに「ゲイケル」(ロシアではГэйкер、中国では「葛」)を姓として名乗る人々がいる(佐々木2015)。(図3)

中国側の檔案からは読み取れないが、林蔵の記録から、出張所に派遣された役人と、毛皮貢納にやってきた毛皮貢納民との関係を見て取ることができる。例えば、佐領以下の上級役人たちは毛皮貢納民に対して、「諸夷を待するの状、実に物の員とも思はぬさま」(間宮1811(1988)b: 147-148)という態度だった。しかし他方で、仮府の中を従者もつけず、



図3 「進貢」（国立公文書館蔵『北夷分界余話』より）  
中央が托精阿、右が撥勒渾阿、左が佚勒恒阿と考えられる。

武器も持たずに歩き回り、「諸夷往々其肩腰に触れ、衣裳を汚す事少なからずといへども制する事なく、諸夷も亦恐怖する色なし」（間宮 1811(1988) b: 140) という状況でもあり、毛皮貢納民たちは役人たちを畏れている様子もなく、親密な関係にあったようである。さらに、これら上級役人たちとともに来ている中級以下の役人あるいは船のこぎ手などはほとんど毛皮貢納民たちと区別がつかない状態で、仮府の中の市で毛皮貢納民たちと気軽に商取引をしていた。上級役人たちもその祖先は毛皮貢納民であり、毛皮貢納民に来ている人たちに対してある程度の親近感を持っていたのかもしれない。しかし他方で、彼らの中には満洲八旗体制あるいは清の社会の中で出世していく者もいた。

例えば、前述の1754年（乾隆19年）にキジに派遣されて樺太の毛皮貢納民たちの毛皮取貢・恩賞頒布の業務を行う責任者となった正黄旗佐領の董薩那（三姓副都統衙門満文檔案訳編1984: 133-134）はゲイケル・ハラ族長の直系子孫だった。間宮林蔵と出会った撥勒渾阿と同族だが家格はより高い。彼はその忠勤が認められて、乾隆帝から「中憲太夫」の称号と「奉天誥命」の書を与えられたという（《赫哲族簡史》編写組 1984: 112-114）。また、既にアムール川下流域や樺太が清の領土ではなくなっていた末期のことではあるが、族長の直系子孫である富明阿は三姓協領（gūsai da、三姓駐防八旗では副都統に次ぐ地位）に就任し、またその同族の全亮は最後の三姓副都統になった（楊歩墀 1921(1974): 148）。それまでの三姓副都統に毛皮貢納民の子孫が就いた例はないが、正黄旗佐領を世襲したゲイケル・ハラ族に見られるように、元毛皮貢納民で満洲八旗に編成され、毛皮取貢業務に就いていた者には、清の社会制度の中で高い地位に就く者も少なくなかった。

### 3. 毛皮の収貢と恩賞の下賜

清の辺民政策は伝統的な中国の朝貢政策に則っている。すなわち、皇帝の徳を慕って貢ぎ物を持って臣下の礼をとって来る周囲の諸集団に対して、皇帝への忠節、礼節を誓わせるとともに、その恩寵を示すために多大な恩賞を持たせるという形式をとる。ヌルハチの時代までは様々な毛皮（クロテンの他にキツネもあった）や馬などが貢納品としてもたらされた。例えば、まだ女真の統一が果たせていない1599年（萬曆27年）にフルハ部の王格、彰格という有力者が朝貢に初めて現れたときには、彼らは3種類の色のキツネとクロテンの毛皮を持参してきた（清実録一 1985: 110）。しかし、太宗の時代（1627～43年）以降になると貢納品はクロテンに絞られていく。

冒頭で述べたような経過を経て整備されたアムール川下流域と樺太に施行された辺民政策は、1750年（乾隆15年）に戸数が2,398戸（大陸側2,250戸、樺太側148戸）に達した段階でそれ以上毛皮貢納民を拡充することをせず、定額とした。そのとき戸数を定額とするとともに、この政策に基づく制度を進言したのが大学士の傅恒たちだった。彼らの上奏文を整理すると、乾隆15年に完成した辺民制度は以下のような規則で構成されていた（三姓副都統衙門滿文檔案訳編 1984: 460-462）。

1. 貢納民の戸数はヘジェ・フィヤカ（大陸側の毛皮貢納民の総称）2,250戸、クイエ・フィヤカ（樺太側の毛皮貢納民の総称）148戸の2,398戸をもって定額とし、それ以上増やさない。もし欠員が生じたときにはその子弟をもって補充する。
2. ヘジェ・フィヤカのように毎年寧古塔（1750年当時はまだ寧古塔副都統がアムール川流域の辺民政策の管轄者だった）に来貢する者に対しては寧古塔で収貢頒賞を行う。
3. 寧古塔に来貢しない者に対しては、キレルらの居所に官兵を派遣して収貢頒賞を行う。
4. その場合、約定された地点（出張所）まで来貢した者には従来の慣例にしたがって頒賞するが、来なかった者には頒賞を停止し、後年来貢の折に欠貢分を集めるとともに、欠貢年の恩賞は与えず、来貢年の分のみを与える。
5. 海島（樺太）居住のクイエ・フィヤカに対しては三姓副都統衙門より官兵を派遣し、約定されているキジ・ガシャンにて収貢頒賞を行う。キジまで来ない者に対しては官兵を島（サハリン）に派遣してキジへの来貢を促すとともに、当地で収貢頒賞も行う。もし約定の地、約定の月に来貢しない場合は、ヘジェ・フィヤカの場合と同様に、欠貢分の毛皮は収貢するが、恩賞は与えず、来貢した年の分のみ与えることとする。
6. ヘジェ、フィヤカからの地は寧古塔や三姓からきわめて遠く、道のりも険しい上に疫病などによって来貢できない場合もある。したがって、そのような理由によって来貢できなかった場合には、1年の欠貢については上の規定から除外し、その分の毛皮を収



貢するとともに頒賞も行う。しかし、2年以上欠貢した場合には、来貢年の分のみ収貢頒賞を行う。

原則的に毛皮貢納民に登録された者は1年に1枚のクロテンの献上が義務とされた。ただし、その義務を果たすと、17世紀、18世紀当時は高価だった綿織物の衣服や反物を下賜された。また、役職者（後述）に任命されていれば、その上にさらに龍の文様を刺繍した宮廷の制服（朝衣）や絹の反物なども下賜された。また、「旅費」と称して食料も支給されたほか、出向いた町で、商人たちと取引することもできた。

アムール川下流域の住民の場合には、前述のように、毛皮の貢納と恩賞の受け取りのために、彼らを担当する副都統衙門が設置された牡丹江中流の寧古塔まで行かなくてはならなかった。それに対して1732年に毛皮貢納民に組織された樺太の住民は、同年に設置された三姓副都統衙門の管轄下に入り、アムール川の最下流に設置された出張所まで行けばよく、そこで三姓から派遣された役人に対して毛皮の支払いと恩賞の受け取りが行われた。また、ウスリー川の右岸に注ぐ支流の流域の人々に対しては2年に1度イマン川（またはニマン川、現在は大ウスルガ川と名付けられている）とウスリー川の合流地点に設けられた出張所に驍騎校や筆帖式を統率者とする一団が赴いて、毛皮収貢と恩賞下賜の業務を行った。これら3箇所の毛皮収貢、恩賞下賜の業務がすべて三姓副都統の管轄下に入ったのは1780年（乾隆45年）である。

1801年（享和元年）に樺太を調査した中村小市郎は、その情報提供者である上述のカリヤシンから、「カリヤシン都合三度ヲムシヤに行、壹度はスングタイへ行、其後イチヨホットえ新規役人詰候に付両度は此所にて済」（中村 1801(1982): 616）という情報を得ている。これは1780年に毛皮貢納の管轄が寧古塔から三姓に変更になったことを示している。「スングタイ」は「ヌングタ」（ニングタ、寧古塔）の誤り、「イチヨホット」は「イチェ・ホトン」（新町）がなまったもので三姓を指す。カリヤシンは1780年以前に一度寧古塔まで毛皮を納めに行き、その後2度目の旅は1780年以後だったので三姓ですんだのである。また、このカリヤシンの言葉から、彼が生まれ故郷の宗谷を離れ、大陸で暮らすことになったのは1780年以前だったということも知ることができる。

そのカリヤシンは三姓について興味深い情報をもたらしている。例えば、役人の住居は町人町を抜けた高台にあり、丸木を矢来のように立てて囲い、その中に14～15間（25～27m）ほどの大きさの棟造りの家屋を建てていること、そこには鉄砲が2、3挺あり、大砲もありそうだとということ、三姓の町の中に寺があり、入り口に僧侶が2人立っていて、拝観料（錢4文）を払えば、中に入って仏像を拝むことができること、町の中に遊女屋があり、常時20人ほどの遊女を雇っていて、錢100文ほどで食事付きで遊べること、といったことである（中村 1801(1982): 618, 621）

その一方で、これまで指摘してきたように、アムール川の河口周辺や樺太のように遠隔地の住民たちに対しては、特別な出張所を設けて、そこまで三姓から役人が赴いて、毛皮

の収貢と恩賞の下賜の業務を行うことになっていた。その出張所は長い目でみると移動を繰り返したが、辺民政策が安定して実施された乾隆年間（1736-1795）にはアムール川最下流域のキジ・ガシヤン（キジ湖の湖口にあった）と、ウスリー川支流のイマン川河口近くに設けられていた。

キジ・ガシヤンに置かれた出張所は、乾隆帝の治世の間は安定的に機能したが、その終焉とともに不安定化した。1797年頃には地元住民とのトラブルで破壊されてしまい（中村 1801(1982); 間宮 1811(1988) b: 130）、その後、デレン、ピヴァン、ウジャラなどより上流の地点に後退していく。そのうち、デレンの出張所のように、1809年にそこを実際に訪れた間宮林蔵が生き生きと描いている（間宮 1811(1988) b: 137-142）。前述のように、そこには50～60人の役人が三姓から川を下って来ていて、その内の3人が高位の役人で、上から佐領、驍騎校、筆帖式だった。間宮林蔵は彼らに招かれて彼らが居住していた船に乗り込み歓待されている。間宮林蔵が語り、村上禎助が筆写して挿絵を入れた『東韃地方紀行』（1811年文化8年幕府に提出）には、林蔵が官船の一室で3人の上級官吏たちと酒を酌み交わしながら談笑する様子が生き生きと書かれた挿絵がある。林蔵と満洲の役人たちは恐らく漢文を使った筆談でコミュニケーションを取ったと考えられる。そのため当初彼は中国内地から来た人物と思われた（間宮 1811(1988) b: 148）。(図4)

毛皮収貢と恩賞下賜に関わる実際の儀礼については、中国、満洲側に詳しい記述はない。三姓や寧古塔での朝貢の儀式の様子は、カリヤシンの言葉から垣間見ることができる。例えば、彼は中村小市郎に次のように語っている。



図4 「船廬中置酒」（国立公文書館蔵『北夷分界余話』より）  
右奥が間宮林蔵自身。

山丹人満州えラムシャに行時、皮類三四拾枚或は八九拾枚も持参、イチヨホツトにて役人の前へ出るには、乙名の類貂の皮式枚、平人壺枚つつ差出す。左候得ば木綿類を積重候て呉候由。右の外の皮類は同所市中にて十徳其外の品と交易致候由。右役人高官壺人有、太刀を脇に立置、歩行の時は従者に為持候て腰に不帯。都ての従者皆無刀。キンチマえ来候役人は此所より小役の者来候よし。(中村 1801(1982): 616)

これはカリヤシンが1度寧古塔に行き、その後三姓を2度訪れたことがあると語ったときの直前の情報である。これによれば、三姓や寧古塔の副都統衙門の役所で役人の前に出るときには、「乙名」(役職者)はクロテンの毛皮を2枚、「平人」(非役職者)は1枚を差し出す。そうすると、大量の木綿を受け取ることができ、クロテン以外の毛皮は市中で絹織物の服その他のものと交易できる。その役人には高官が1人いて、役所の儀式の場では太刀を脇に置いていて、歩くときには従者に持たせて、腰には差さない。すべての従者は刀を持っていない。キジの出張へ来る役人はここの役人より格下のようなのである。

ここでいう役人の中の「高官」というのは、キジへ来る役人のレベルが佐領、驍騎校とすると、三姓や寧古塔で収貢の儀式に臨むのは副都統自身かもしれない。

時代は下るが1850年代にアムール川流域から樺太にかけての地域を入念に調査して大部の民族誌を残したL・I・シュレンクは、伝聞情報ながら、三姓での収貢の儀式について以下のような記述を残している。

松花江を遡ってくるゴリド(ナーナイの旧称一筆者註)たちは、まずスス(蘇蘇屯一筆者註)で通行税を払わされ(商品として持参してきた魚皮の膠、チョウザメの軟骨など)、三姓に着くと、貢納品のクロテンを取られる。その時には官吏たちが商品を引きかき回して最も上等の毛皮を選ぶという。しかも常に政府に献上すべき1枚だけではすまない。その間ゴリドたちはひざまずいてじっとしてはならない。それは丸1時間にも及ぶことあるが、少しでも反抗の素振りがあれば、竹鞭が容赦なく襲いかかってきた(Шренк 1899: 292)。

ここに描かれている状況は清でいえば咸豊年間(1851~61年)であり、辺民制度も末期である。三姓副都統の1857年(咸豊7年)11月の檔案によれば同年に三姓まで毛皮の支払いに来たのはわずか77戸だった(三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 261)。辺民制度が健全に機能していた1791年(乾隆56年)には1714戸が三姓まで来て毛皮を納めていたのと比べると(三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 137)、歴然たる差がある。乾隆帝の死後半世紀足らずで清の権威は地に落ちていたことになるが、その原因の一つが中央・地方問わず見られた政府、官吏たちの腐敗だった。ロシア側には中国、日本の役人に対しては多少の悪意(1850年代当時はアムール川、樺太、千島列島、北海道などの地域の領有を巡っ

て、ロシアは清、江戸幕府と競合関係にあった）は見られるが、それを割り引いても、役人たちが毛皮貢納民から多額の賄賂を要求したことは想像に難くない。

辺民制度が健全に機能していた乾隆期（1736～95年）の実態はカリヤシンやカンテツカの情報に頼るしかないが、少々衰えたとはいえまだ健全さを保っていた嘉慶期（1796～1820年）の実態は、間宮林蔵の記録から見て取ることができる。彼は出張所デレンでの状況しか見ていないが、毛皮取貢と恩賞授与の儀礼（朝貢儀礼）は次の2つの過程で構成されていた（カギ括弧内は林蔵が使った表現）。

まず、デレンに到着した毛皮貢納民（「諸夷」）は船を岸に繋ぎ終わると一団の長がまず役人（「官夷」）の船に行き、笠（白樺樹皮製）を脱ぎ、その役人に向かって3回低頭して、来貢を告げる。すると役人は彼に酒を振る舞い、アワ（「精粟」）を3～4合与える。これが第1の儀礼だという（間宮 1811(1988) b: 139）。

仮府の中での儀礼（「進貢の礼」）は下役の役人が柵の門外に出て貢納民の役職者（「ハラタ・カーシンの類」、後述）を1人ずつ呼び出して仮府の中央の建物に入れる。そこでは上級役人3人が床上で椅子に腰掛けている。貢納民は笠を脱いで土間で跪き、3回低頭してクロテンの毛皮1枚を捧げる。すると中下級役人がそれを取り次いで、上級役人の前に進める。それを確認すると恩賞として「ハラタ」には絹織物（「錦」）1巻（「長7尋」）、カーシンは緞子（「純子」）4尋、庶民には木綿4反（林蔵にいわせると「下品」）、その他、櫛・針・鎖・袱・紅絹（3尺）が与えられた（間宮 1811(1988) b: 139）。これが第2の儀礼で、朝貢儀礼の本番である。（図5）

この2つの儀礼以外に出張所では全く儀式張ったことはなく、あとは役人も毛皮貢納民も自由な雰囲気での商取引が行われていたようである（間宮 1811(1988) b: 140）。その状況は既にこの地域の管轄者に関する節で紹介した。このような出張所での毛皮取貢・恩賞



図5 クロテン貢納の恩賞に下賜されたと考えられる龍の刺繍が施された絹織物（ロシア連邦ハバロフスク地方ソルネチュヌイ地区コンドン村にて2005年筆者撮影）



授与の様子には、シュレンクが語るような役人の一方的な横暴は見られない。シュレンクが伝聞した三姓での様子は、やはり帝国の屋台骨がぐらついていた時代の腐敗役人の様子だったといえそうである。

#### 4. 毛皮貢納民の身分

清は毛皮貢納民をハラ (hala 氏族)、ガシヤン (gašan 集落)、ポー (boo 戸) という単位に組織し直して、把握していた。それらの社会組織はもともとツングース系 (満洲=ツングース諸語に属す言語を話す人々) の民族が多かった毛皮貢納民に固有の組織だったが、必ずしも固有の社会組織をそのまま利用したわけではなさそうである。各組織には長が任命された。例えば最も大きい単位であるハラには「ハラ・イ・ダ」(hala i da、ハラの長という意味、間宮林蔵は「ハラタ」と記している)、次に大きな単位であるガシヤンには「ガシヤン・ダ」(gašan da、村長という意味、同じく「カーシタ」と記している) を置き、その補佐役として「シジギヤン・エトゥレ」(sijigiyanture、朝服を着る人という意味) あるいは「デオテ・ジュセ」(deote juse、子弟という意味) と呼ばれる地位を置いた。ポーには長は置かれなかったが、ポーからは代表者1名が「バイ・ニヤルマ」(bai niyalma、直訳すると白い人という意味だが、庶民を指す) として登録された。

ハラ・イ・ダは2,398戸にも及ぶ毛皮貢納民の中からわずか22人しか選ばれていなかった。登録されたハラの数には56だったことから、半数以上のハラにハラ・イ・ダが任命されていなかったことになる。そのことから、この地位が極めて高い者であったことを伺うことができる。彼らは自らのハラだけでなく、一定の地域の毛皮貢納と秩序維持について責任を負った。例えば、間宮林蔵は「此ハラタ・カーシタと称する者、地夷のみ其指揮を受るにあらず。東韃の住夷、スメレンクル、山旦、此ナヨロに来る時は皆ヤエンクルの指揮に随ひ、是を敬し他の庶夷に強るに妄誕の語を以てする類の事をなさず。島夷韃地に入るも亦然りと云」(間宮 1811(1988) a: 106) と述べて、樺太ではスメレンクルやサントンといった大陸から来た者でもナヨロのハラ・イ・ダであるヤエンクルアイヌに従い、大陸側に行けば樺太の者もそこの有力者に従うことが慣例になっていることを指摘している。ハラ・イ・ダは年1枚のクロテンの毛皮の貢納に対して、龍文の刺繍を施した朝服(蟒袍)を初め、数々の高価な恩賞を受ける権利を有していた。

ガシヤン・ダ、シジギヤン・エトゥレはそれぞれ120人、100人程度任命されている。彼らも、龍文ではないが絹織物の朝服を下賜される権利を有していた。彼らも村長であるとともに、一定の範囲の地域の有力者でもあった。1808年にノテトという村で松田伝十郎を出迎え、1809年に間宮林蔵が樺太から大陸に渡って調査したときに案内したコーニという人物はこの村のガシヤン・ダだった。彼は絹の朝服を着て客人を出迎え、絹織物のカバーをつけたクッションを提供しており、樺太西海岸の有力者だったと考えられている。彼はスメレンクルすなわち今日のニヴフの祖先である(間宮 1811(1988) b: 124; 松田



1821（1972）：170-171）。

残りの2,000人以上はバイ・ニヤルマである。彼らにはクロテン1枚の朝貢に対して恩賞の基礎となる綿織物の衣服と反物が支給された（それらはハラ・イ・ダ以下にも支給される）。しかし、それでも彼らは地元では特権的な存在だった。というのは、彼らにも寧古塔、三姓、あるいは出張所まで毛皮貢納に出向く義務と権利があり、三姓や寧古塔まで行けば中国方面から来る商人と、出張所でも役人たちと商取引ができたからである。彼らは東北の毛皮、人参などを強く求めており、彼らと取引すれば莫大な利益が得られた。禁制品であるクロテンとギンギツネは一般の商人が扱うことはできなかったが、他の毛皮、例えばテン、イタチ、キツネ、タヌキ、リス、アザラシなどは自由に交易できた。彼らは政府に納めるクロテン以外にそのような雑多な毛皮も持参して朝貢の場所に赴いた。

そのような毛皮貢納民の中には、中村小市郎のインフォーマントだったカリヤシンの主人であるキジ・ガシヤンのブヤンコヤタイカサンのカンテツカのように、樺太南端の白主（現在のロシア連邦サハリン州クリリオン岬付近）まで来て樺太のアイヌや日本側と取引する者もいた。しかも彼らはある年三姓あるいは出張所へ行くと翌年白主に行つてまたその翌年中国へ行くとこのように、中国と日本の間を定期的に行き来していた。その商売では毛皮と絹織物と鉄製品が重要だった。

1807年（文化4年）から21年（文政4年）まで続く全蝦夷地幕府直轄領時代に樺太の統治に携わった松田伝十郎（1808年には間宮林蔵とともに樺太を調査し、彼に先駆けて樺太が島であることを確認していた）は、樺太アイヌたちのサンタン商人（ウリチ、ニヴフの祖先たちを中心とする大陸側の人々で、特に商業目的で樺太に来る人々）に対する負債軽減を目的として、サンタン商人の樺太における取引に関する規則を制定した（詳しくは佐々木（1996; 1998）を参照）。そのとき、彼は主要な交易品だった絹織物（いわゆる蝦夷錦）、綿織物、ガラス玉（虫の巣）、鷲や鷹の尾羽（真羽、粕尾など）、鉄鍋などと毛皮との交換の目安を、樺太産クロテンを基準にして決めた。絹織物は色や柄によって毛皮に換算したときの値段が異なるが、反物（1丈もの）は大体クロテン20～30枚ほどと定められていた（松田 1821（1972）：223-224）。

それに対して、サンタン商人たち、すなわち現在のウリチやニヴフ、あるいはナーナイの祖先たちは中国銀を単位（満洲語のヤン yan = 両）としてももの値段を決めていた。それを元に絹織物とクロテンの毛皮の交換比率を計算すると、大体同じような長さの絹織物がクロテン数枚程度である（Шренк 1899: 279）。つまり、日本は中国に比べて絹織物に数倍から10倍の値段を付けていた。サンタン商人たちはその値段の差に目を付け、三姓と白主の間を行き来して清と日本の両方と取引したのである。さらに、鍋や鑊、斧などの日本の鉄製品は北方の人々に重宝がられたようで、彼らはこれらに日本の倍近い値を付けていた。そのために、彼らは絹織物やワシ・タカの尾羽やガラス玉を日本側に売って、毛皮や鉄製品を仕入れて帰っていった。彼らサンタン商人の多くが、絹織物や綿織物、その他

の中国製品や地元の高価な特産物を手に入れることがたやすい毛皮貢納民やそれを輩出していた家系出身者だったと考えられる。

清がアムール川下流域と樺太で展開した辺民政策、辺民制度はサンタン交易の隆盛という副産物を生み出し、18世紀から19世紀にかけて、中国東北地方からアムール川流域、樺太、北海道を経て、本州にいたる長大な交易路が出現した。従来「鎖国」体制下にあったとされてきた江戸時代の日本に、北方から国際交易路が届いていた（詳しくは佐々木（2011）を参照）。この交易路で主要な物流を担っていたのが辺民制度下の毛皮貢納民たちだったわけである。

## 5. サルガン・ジュイとホジホン

清のアムール川下流域と樺太の住民に対する統治政策の一つに毛皮貢納民と満洲旗人（貴族）との縁組制度がある。この制度はすでにヌルハチの時代（17世紀前半）から見られたが、辺民政策が完成する乾隆年間には完全に制度化される。サルガン・ジュイ *sargan jui* とは直訳すれば「少女」の意味だが、この場合は制度に則って毛皮貢納民に嫁す女性を意味する。そしてホジホン *hojihon* とは婿の意味であり、サルガン・ジュイと結婚した毛皮貢納民をいう。サルガン・ジュイは満洲旗人の娘というのが建前で初期には実際にそのような女性が嫁いでいたが、辺民制度が完成するころにはその養女とされた市井の女性だったともいわれる。そして、清朝末期になるとその人選はひどいものになる。19世紀末に政治犯としてサハリンで流刑生活を送ったロシア・ソ連の民族学者 L・Ya・シュテルンベルクによれば、この制度は19世紀末ぐらいまで維持されたようで、金持ちのニヅフが嫁を買いに中国に行くという伝承が残されている。そこでは満洲の役人に大量の毛皮を巻き上げられ、さんざん待たされ、じらされたあげくに、ようやく連れて帰って来た嫁には歯がなかった（つまり年寄りをあてがわれていた）という話になっている（Штернберг 1933: 300-301）。

毛皮貢納民がホジホンになる条件は、通常の貂皮（*seke*）100枚、黒狐皮（*sahaliyan dobihi*）2枚、9枚の玄狐皮（*boro dobihi*）で作った敷物2枚、9枚の黄狐皮（*suwayan dobihi*）で作った敷物4枚、17枚の貂皮で作られた衣服12枚と規定されていた（清会典 1991: 199）。ここでいう「貂皮」とはクロテンの毛皮であり、「黒狐皮」とは色の黒いギンギツネの毛皮、「玄狐皮」とは色の明るいギンギツネかホッキョクギツネ（空色キツネ *blue fox*）の毛皮、そして「黄狐皮」とは普通の色のキツネの毛皮である。しかし、実際に支払うときには黒狐皮は白珍珠毛狐皮（*cikiri dobihi*、恐らく所々白い毛が混じったギンギツネの毛皮）4枚に置き換えることができ、貂皮も衣服にせず総計304枚（17×12+100）を支払えばよかった（三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 398）。とはいえ、これだけの毛皮をそろえるとなると並大抵の努力あるいは財力では不可能で、相当裕福な一族にしかできない。（図6）



図5 帽子の房飾りとクジャクの羽（花翔）。これらを持っていた家族はかつてのハラ・イ・ダかホジホンの末裔だったのかもしれない（ロシア連邦ハバロフスク地方ソルネチュヌイ地区コンドン村にて2005年筆者撮影）

雍正年間から嘉慶年間にかけての1723年から1803年までの80年間に21人のホジホンの事例が残されている（松浦によれば、その他3人が文書でホジホンとして言及されているようである）（松浦2006: 150, 152-153）。その地位を見ると、ガンシャン・ダが8人、デオテ・ジュセが2人、バイ・ニヤルマが9人、地位不明が2人である。ここからもバイ・ニヤルマが決して「庶民」ではないことがわかる。サルガン・ジュイとホジホンはハラ・イ・ダをしのぐ地位で、毎年の恩賞もそれに匹敵するものであり、サルガン・ジュイを連れて郷里に戻るときには大量のお土産とともに従者や使用人も付けられた。また、時折嫁の里帰りと呼んで盛京や北京を訪れる権利を持っていた。ハラ・イ・ダ、ガシャン・ダなどの地位は世襲のため、その継承ラインからはずれた者にはチャンスはないが、ホジホンならば、毛皮さえ用意できればなることができた。すなわち、記録上バイ・ニヤルマが多いということは、地位の逆転を狙った者が多かったということの意味するのだろう。

しかし、ホジホンになるには財力だけでなく、北京までの長旅に耐えられるだけの体力も必要だった。松浦茂が整理したホジホンのリストを見ると、3人ほど途中で死亡している。1人は北京へ行く途中で亡くなり、1人は北京で亡くなり、もう1人は北京から帰る途中で亡くなっている（松浦 2006: 152-153）。せっきやく狩猟や交易に精を出して毛皮類を集めて権利を得ても、その旅路で力尽きる人が何人かいたのである。旅の途中で亡くなったホジホン候補の最後の事例であるフィヤカ・ハラ（Fiyaka hala）でウクトウン・ガシャン（Uktun gašan、現在のロシア連邦ハバロフスク地方ウリチ地区ウフタ村）出身のリダカ（Lidaka）のケースについては文書資料が残されている。それは、樺太のナヨロという村の首長の一族（ヤエビラカン＝ヨーチイテアイノ＝ヤエンクルアイノ＝シロトマアイノ＝シトクレラン＝カンチョマンテと首長の地位が継承された）が保管していた文書で、

1775年（乾隆40年）にトー・ハラ（Too hala）のハラ・イ・ダであるオコピオ（Ok'opio、日本ではラツコブキオあるいはラツコビウゲの名前で知られる）とガシャン・ダのトゥソクルデンギ（Tusokurdenggi）らに宛てた通知書である。ちなみにトー・ハラは現在のタライカ湖の近くにあったタライカという村にいた有力な一族の毛皮貢納民登録名である。この文書は江戸時代から知られており、最上徳内、間宮林蔵なども確認しており、彼らの書き付けもともに残されていて、「カラフトナヨロ文書」として知られる。満洲語文書2通、漢文文書2通、和文の文書9通の計13通からなり、満文はこれまで高橋景保、白鳥庫吉、小川運平など何人かの研究者が解読を試みている（小川 1909: 217-243）。しかし、最も信頼できる解読は池上二良が行ったものである（池上 1968）。

その中で、文書発給の前年の1774年（乾隆39年）にホジホンになるために上京してきたリダカが北京で天然痘にかかって命を落とした事が言及されていて、サルガン・ジュイを娶るために北京に来るならば、天然痘の流行が少ない夏のさわやかな季節の内に北京に来させる方がよいと記されていた。リダカの前の1767年（乾隆32年）にやはりサルガン・ジュイと結婚するために上京したキジン・ハラ（Kijin hala）、ドゥガジン・ガシャン（Dugajin gašan、恐らく現在のロシア連邦ハバロフスク地方ウリチ地区にあるドゥジ村に当たると想定される）出身のエルダセ（Eldase）という人物も北京から帰る途中で亡くなっている。恐らく、続けてホジホンが亡くなっていることに清朝政府も危機感を持ったのかもしれない。

中国側の史料ではこの制度はあくまでも毛皮貢納民側の希望に添って創設され、運用されたことになっているが、地元アムール川下流域では異なったニュアンスを持って伝えられている。たとえば、私が調査したニージニイ・ハルビ村（ロシア連邦ハバロフスク地区コムソリスク地区にあるアムール川流域で最も下流にあるナーナイ民族の村）の元小学校長は、満洲の貴族たちが貴重なクロテンの毛皮を確実に手に入れるために、産地の住民と姻戚関係を結ぶことを目的として娘を我々に嫁がせてきたのだということを語っていた。同じことは、1930年代にアムール川流域を調査したA・ゾロタレフも記している（Золотарев 1939: 49）。この制度は満洲、毛皮貢納民双方に利益があったことと、アムール川流域の毛皮貢納民が満洲貴族と対等な関係にあったことを物語っている。

毛皮貢納民の村に嫁していったサルガン・ジュイがどのような生活を送っていたかについては記録も記憶もほとんど残されていない。現在では現地の人々の間にもその記憶は残されておらず、人類学者や民族学者も、シュテルンベルクとゾロタレフのニヴフの説話を除いては記録していない。私がかろうじてそれに関わる話として接することができたのは、コンドン村で聞いた奴僕に由来するハラ（氏族）の存在である。

## 6. 警察権と司法権

中村小市郎はカリヤシンの言葉として「山丹の地満州より国政の教なし。喧嘩又は人殺等有之候ても、乙名共取扱償ひ等にて事済候由」（中村 1801(1982): 627）と記している。これは山丹の地、すなわちアムール川下流域では清朝の統治は行われてはおらず、係争があっても有力者（「乙名」）たちが話し合って賠償（「償ひ」）の支払いで解決してしまうということである。つまり、ここでは、清は警察権や司法権を行使していないということを意味する。しかし、カリヤシンが生きていた時代より一昔前の段階では清は警察権、司法権を行使していた。例えば、間宮林蔵が樺太西海岸のナヨロという村の有力者がハラ・イ・ダとなって清に朝貢するようになった理由として紹介している事例は、清の警察権行使の一例である。すなわち、ナヨロの有力者ヤエヒラカン（ヤビリヌ Yabirinu）が、樺太を訪れるサンタン人の商船を襲うという訴えがあり、それによって清の役人がナヨロにやってきて関係者を処罰し、ヤエヒラカンには子供を人質として差し出して、清に毎年毛皮を納めることを誓約させたというのである。ナヨロを含む南樺太のアイヌが毛皮貢納民に組織されたのは1732年であることから、そのときのエピソードと考えられる。なお、人質として中国内地に連れ去られた子供は後にナヨロに帰ってヨーチイテアイノ（または楊忠貞）と呼ばれ、漢文、満文が読めるアイヌのハラ・イ・ダとして日本でも知られる有力者となった。この件は中国側の公式記録には残されていないが、ナヨロのアイヌの間で伝承され、間宮林蔵に記録された（間宮 1811(1988) a: 103-104）。

もう1件、清が毛皮貢納民たちの間で警察権、司法権を行使した事件がある。それがキジ村殺人事件である（詳しくは松浦 2006: 188-220; 三姓副都統衙門満文檔案訳編 1984: 405-419）。1742年（乾隆7年）に毛皮取貢業務が行われるキジで、樺太から毛皮貢納と商売のためにやってきたアイヌのグループが、コイマ村のホジホンであるイトヒヤヌという人物とその仲間が襲われ、樺太東海岸コタンケシ村（クタンギ・ガシヤン Kutanggi gašan）のガシヤン・ダのアカトウスら数名が死傷するという事件が起きた。原因は売掛金の返済を巡るトラブルだった。このときの清朝政府の対応は迅速で、三姓からすぐに役人たちが派遣され、イトヒヤヌ以下加害者側を逮捕して寧古塔（当時アムール川流域は寧古塔副都統衙門の管轄下にあった）に連行するとともに、樺太のタライカ村（ダリカ・ガシヤン Darika gašan）まで役人を派遣して（被害者の故郷であるコタンケシ村はタライカ村の近くにあった）、被害者側の証人の招聘を行おうとした。また、このときタライカ村に集まってきた被害者の遺族に綿布などを配布して被害に対する補償を行っている。結局証人招聘は失敗するのだが、加害者たちは最終的に寧古塔で禁固刑に処され、地元に残った親族は毎年賠償としての毛皮の支払いを義務づけられている。

この事件の影響については記録がないために推量するしかないが、犯罪や係争の当事者を押さえ、話し合いと賠償によって解決を図るという清のやり方を目の当たりにすること



で、それが毛皮貢納民たちの間で定着するようになるという効果はあったかもしれない。それは殺人に対する親族間の血讐の連鎖という、統治者にとっては都合の悪い慣習を抑制するという効果を持っていたかもしれない。

## 7. 結論：先住民族社会の評価と人類学

清のアムール川流域と樺太に対する支配は、「統治」(rule または governance) と呼べるものだったのだろうか。実はこの種の議論はまともに展開されたことがない。「口清関係史」あるいは「日口関係史」という従来の歴史学の枠組みでは、外交、軍事などに関する政府間の細かい交渉の過程や、19世紀後半以後急速に多数派化した移民どうしの関係性などについては数限りなく議論されてきたが、いずれも同じ時代に「先住民族」化した地元住民の動向には全く触れられない。彼らは人類学者や民族学者の研究対象であり、歴史学の対象とはされてこなかった。それはすなわち、彼らはその地域に展開されている政治的、経済的、社会的な世界とは無縁であり、あくまでもその地域の自然環境の一部（自然史研究の対象でもある）に過ぎないとされたことを意味する。

それに対して初めて彼らを歴史学的研究対象とみなして、彼らに関する一次資料を渉猟して彼らの動向を清朝やロシアの統治制度の中で捉えようとしたのが、松浦茂と筆者（佐々木史郎）だった。松浦は中国に残されている清代の檔案類、特に寧古塔副都統衙門と三姓副都統衙門の檔案を読み解き、そこから17世紀から18世紀にかけての時代の清朝のアムール川流域住民に対する統治政策を事細かに解明した（松浦 2006）。本稿でも紹介したサルガン・ジュイとホジホンの制度と実態、1742年（乾隆7年）のキジ村での殺人事件の顛末は、彼の研究に負うところが大きい。

佐々木は三姓檔案とロシア側に残されている古文書類、日本に残されている北方関係の史料から、18世紀から19世紀にかけて隆盛を見せた「サンタン交易」の実態を多角的に描き出した（佐々木 1996; 1998; 2011）。また、アムール川流域の先住民族（ナーナイ、ウリチ、ウデヘなど）の集落で現地調査を行い、そこからサンタン交易や清朝支配に関する伝承を聞き出すとともに、彼らの歴史的な活動を生産面で支えた狩猟と漁撈の技術の変遷を明らかにした（佐々木 2007）。

このような研究の結果、「統治」という概念の定義にもよるが、17世紀から19世紀後半まで続く清朝のアムール川流域に対する支配は、法や制度が整備され、それによって住民の社会に一定の秩序がもたらされていたことから、「統治」と呼べるような状態だったのではないかということがわかってきた。また、近現代のナーナイ（旧称ゴリド）、ウリチ（オルチャ）、ニヴフ（ギリヤーク）の社会、特に氏族やリニージの比較研究から、清朝の統治が彼らの社会構造にまで大きな影響を及ぼしていた、つまり民族誌で描かれた19世紀末、20世紀初頭の社会は、150年に及ぶ清朝の統治の結果だったということも明らかになってきた（佐々木 1990: 746-761）。

しかし、その統治とは「領土」や「国境」という概念を伴い、人とともに土地も支配しようとする近代国家の統治ではなく、人を支配するレベルの統治だった。毛皮朝貢を柱とする統治は、人を世帯や村落、親族集団や地域集団に組織して支配するものだったが、彼らが暮らす土地の管理に直接介入することはなかった。土地を管理するのはあくまでも地元の住民であり、政府はむしろその住民の土地に対する権利を承認し、保護した。それは、山海関以北に漢民族の農民が移住することを禁止した「封禁令」と呼ばれた政策や、松花江の河口に関所を設けて、朝貢を受けるために出張所に出向く役人と、寧古塔や三姓に毛皮を払いに赴く朝貢民以外にはそこを往来させないといった政策に現れている。それは、国家が土地の支配を重視し、「領土」、「国境」という概念を国民に普及、認知させ、その土地の資源を開発するために、領土の別の場所から移民を連れてきて人口構成を劇的に変えてしまうような、近代国家の政策とは対照的である。

東アジアの前近代的な国家は、清朝にせよ江戸幕府にせよ、その主要な支配地域（農業生産に産業基盤を置く地域）では土地管理を徹底して行ったが、北海道や樺太（両者は江戸時代には蝦夷地と呼ばれた）、アムール川流域のような辺境地域、あるいは周縁地域では人を支配する体制を取ることが多かった。したがって、その土地あるいはその延長線上にある領土は、支配する住民に付随するものに過ぎなかった。樺太では清の威勢が衰えた18世紀末から19世紀の初めにかけて、江戸幕府によるアイヌ（蝦夷）の取り込みが行われ、樺太のアイヌの大半が清朝の辺民制度から脱落した。しかし、それでも「領土問題」は起こらなかった。清も樺太に「領土」を求めたのではなく、毛皮を供給する人を求めたからである。したがって、清から樺太西海岸のナヨロのアイヌであるヤダン・ハラに宛てて発給された朝貢督促状（ナヨロ3号文書、漢文）では、ダリカ・ガシャン（タライカ）のトー・ハラのもが「西散大国」（日本）との関係を強化して朝貢に来なくなったことを非難しているが、樺太にある領土について何かクレームを付けているわけではない（小川 1909: 244-251; 池上 1968: 186）。

北京や江戸の政府が、住民が暮らす、あるいは生産活動に利用する土地に対する管轄を主張しなかったということは、事実上住民たちの土地権を承認したことになり、そこは住民たちの慣習法が適用される場となった。それはこれらの政府の財政基盤が基本的に農業生産にあったために、農業に使える土地には関心がなかったということの意味するだけなのかもしれないのだが、地元の住民にとっては後に大きな意味を持つことになる。彼らが事実上土地を管理し、彼らの慣習法を適用する場としてきたという歴史的な事実が、地元住民の子孫である現代の先住民族たちの先住権に繋がっていくと考えられるからである。近代国家はそのような政策を破棄して、政府が周縁地域の土地にまでその管理権を主張してきた。その結果多くの地元住民は、前近代国家の支配時代に確保していた土地に対する権利を失い、生産基盤の縮小を余儀なくされるだけでなく、移民政策の推進によって父祖伝来の土地で少数派に転落していく。すなわち少数民族あるいは先住民族への転換で

ある。

アムール川下流域と樺太ではその転換が19世紀後半に起きる。その時代にここを領有したのは帝政ロシアと明治日本と清朝だったが、近代国家に変貌しつつあったロシアと日本は土地まで国家が管理する体制を持ち込んできた。そしてこの地域を移民に開放し、移住を促進して、従来の住民たちを生活に不利な地域に追いやるか、特定の場所に固めて住まわせ、彼らに対して強力な文化同化政策を施した。彼らの社会が疲弊し、貧困化するのには当然の帰結だった。そして、調査に来た人類学者たちがその様子を詳細に書き留めていくことになる。

19世紀末から20世紀初めにかけて盛んに出版されたこの地域の民族誌に描かれる「少数民族」や「先住民族」の姿と、18世紀から19世紀にかけて残された清の檔案類（寧古塔檔案や三姓檔案）や幕府の調査官たちの報告書（上記の中村小市郎や間宮林蔵、松田伝十郎らの報告書類）に描かれる地元住民の姿との間に見られるギャップは、描かれた当時の社会経済状況の相違に起因している。例えば、三姓檔案やナヨロ文書から知ることができるサルガン・ジュイとホジホンの制度と、シュテルンベルクが残したニヴフの嫁買い旅行の話との違いはまさにこれである。前者は辺民制度が健全に機能していた時代の政府の対応であり、住民たちの姿であるのに対し、後者は辺民制度が崩れ去り、政府も腐敗し、住民もかつての誇りを失っていた時代の姿である。したがって、どちらかのみを基準にして普遍化して、サルガン・ジュイの制度を論じたり、ニヴフ民族の「文化程度」などを論じたりすると、偏ったイメージを増幅させ、あるはずの事実を隠蔽することにもなりかねない。

さらに、アムール川流域と樺太における清朝統治の建前と実態をつぶさに見ていくと、この地域の住民は決して孤立的で自給的な小さな社会経済体系の中で生きてきたのではないことがわかる。彼らは北京から中国東北地方、アムール川流域、樺太を経て北海道から本州まで届く、長大な交流の道を柱に据えた巨大な社会経済体系の一部をなしていた。しかも彼らは地元で中国商人や日本の商人がやって来るのを待つのではなく、自らものを担いで積極的に交易活動に打って出ている。その姿は19世紀末までに見られなくなっていくが、その段階で人類学者が民族誌を書いたのである。したがって、多くの民族誌にはサンタン交易の話は登場しない（唯一の例外がシュレンクの民族誌だが、彼の調査はサンタン交易が最後の盛り上がりを見せた1850年代だった）。

端的に言えば、人類学者たちがフィールドワークに基づいて書いた「民族誌」というものは、描かれた対象の人々の調査当時の状況が反映されたものであり、さらに調査者自身の学術的な背景が反映されたものである。それはこの地域の住民たちの姿のほんの一部を切り取ったものに過ぎない。従来の民族誌が切り取ってこなかった部分にはまだまだ我々が知らない、あるいは「先住民族」と呼ばれる当の住民の子孫たちすら知らない、隠された事実が大量に眠っている。21世紀の人類学者、歴史学者に求められるのは、そのよう

なものを、多種多様な資料から、さまざまな方法を使って掘り出し、より完成度の高い住民像を提供するとともに、従来の民族誌から作られてきた偏見や固定観念を払拭していくことだろう。

## 参考文献

### ДАИ том 3

- 1848 *Дополнения к актам историческим, собранным и изданным археографической комиссией. том 3.*  
Санкт Петербург: Русская археографическая комиссия.

### ДАИ том 4

- 1849 *Дополнения к актам историческим, собранным и изданным археографической комиссией. том 4.*  
Санкт Петербург: Русская археографическая комиссия.

### 〈赫哲族簡史〉編写組

- 1984 『赫哲族簡史』哈爾濱：黑竜江人民出版社

### 池上二良

- 1968 「カラフトのナヨロ文書の満州文」『北方文化研究』3: 179-196、北海道大学文学部北方文化研究施設

### 松田伝十郎

- 1821(1972) 「北夷談」大伴喜作編『北門叢書』五、国書刊行会。

### 松浦 茂

- 1987 「清朝辺民制度の成立」『史林』70(4): 1-38。  
2006 『清朝のアムール政策と少数民族』(東洋史研究叢刊之六十九) 京都大学学術出版会。

### 間宮林蔵

- 1811(1988) a 「北夷分界余話」洞富雄・谷澤尚一編『東韃地方紀行他』平凡社。  
1811(1988) b 「東韃地方紀行」洞富雄・谷澤尚一編『東韃地方紀行他』平凡社。

### 中村小市郎

- 1801(1982) 『唐松の根』大阪大学懐徳堂文庫(刊本は「唐太雑記」高倉新一郎編『犀川会資料全』北海道出版企画センター1982年、pp.597-650)。

### 小川運平

- 1909 『樺太及び沿海州』博文館。

### 清会典

- 1991 『清会典』北京：中華書局。

### 清実録一(満州実録)

- 1985 『清実録』一(満洲実録、太祖高皇帝実録) 北京：中華書局。

### 清実録四(世祖実録)

- 1985 『清実録』四(世祖章皇帝実録) 北京：中華書局。

### 三姓副都統衙門満文檔案訳編

- 1984 『三姓副都統衙門満文檔案訳編』(遼寧省檔案館・遼寧社会科学院歴史研究所・瀋陽故宫博物館訳編) 瀋陽：遼瀋書社。

佐々木史郎

- 1990 「アムール川下流域諸民族の社会・文化における清朝支配の影響について」『国立民族学博物館研究報告』14(3): 671-771。
- 1996 『北方から北交易民：絹と毛皮とサンタン人』日本放送出版協会。
- 1998 「18、19世紀におけるアムール川下流域住民の交易活動」『国立民族学博物館研究報告』22(4): 683-763。
- 2007 「資源の社会的コントロールと権力の介入—北東アジア森林地帯における生態資源の選択利用とその象徴化の過程」印東道子編『生態資源の選択的利用と象徴化』（内堀基光責任編集『資源人類学』07）pp.161-207、弘文堂。
- 2011 「サンタン交易の経済学」菊池俊彦編『北東アジアの歴史と文化』pp.515-536、北海道大学出版会
- 2015 「北東アジア先住民族の歴史・文化表象—中国黒竜江省敖其村の赫哲族ゲイケル・ハラの  
人々の事例から」『国立民族学博物館研究報告』39(3): 321-373。

Шренк, Л. И.

- 1899 *Об инородцах амурского края*, том 2. Санкт Петербург: Российская императорская академия наук.

Штернберг, Л. Я.

- 1933 *Гиляки, орочи, гольды, негидальцы, айны: статьи и материалы*. Под редакцией и с предисловием Я. П. Алькор (Кошкина). Хабаровск: Дальгиз.

楊步墀

- 1921(1974) 『合江省依蘭懸志』台北：成文出版社

Золотарев, А. М.

- 1939 *Родовой строй и религия ульчей*. Хабаровск: Дальгиз.

キーワード アムール川流域、樺太（サハリン）、先住民族、清朝、江戸幕府、ロシア、毛皮朝貢、クロテン



